

－ 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 東京都廃棄物条例の一部を改正する条例
公布年月日・番号 平成 26 年 12 月 26 日・東京都条例第 182 号

1 概要

(1) 改正理由

地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百九十六号）の施行を踏まえ、八王子市の区域の事業者の産業廃棄物の減量及び適正処理に係る報告等について、適用を除外する必要がある。

(2) 改正内容

産業廃棄物の排出事業者の減量及び適正処理に係る報告等の規定は、八王子市の区域については、適用を除外する規定を追加する。

また、産業廃棄物の収集運搬業者及び処分業者の処理状況に係る報告等の規定は、八王子市長の許可に係る事業に関する報告等については、適用を除外する規定を追加する

2 施行日

平成 27 年 4 月 1 日

3 問合せ先

環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課

直通 03-5388-3586

内線 42-851